

3-c 福祉サービスの組織と経営(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスに係る組織や団体(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など)について理解する。 ・ 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。 ・ 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。 	① 福祉サービスに係る組織や団体	○ 社会福祉法人制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、役割、税制、実際 ・ その他 	
		○ 特定非営利活動法人制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、役割、税制、実際 ・ その他 	
		○ その他の組織や団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人、公益法人、営利法人、市民団体、自治会 ・ その他 	
	② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論	○ 組織に関する基礎理論		
		○ 経営に関する基礎理論		
		○ 管理運営に関する基礎理論		
		○ 集団の力学に関する基礎理論		
	③ 福祉サービス提供組織の経営と実際	○ リーダーシップに関する基礎理論		
		○ 理事会の役割		
○ 財源		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源、寄付金、補助金、介護報酬 ・ その他 		
	○ 福祉サービス提供組織のコンプライアンスとガバナンス			
	○ 福祉サービス提供組織における人材の養成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業に従事する者の確保に関する基本的な指針 ・ その他 		

82

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 福祉サービスの管理運営の方法と実際	○ 福祉サービス提供組織の経営の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の理解 ・ その他
		○ 適切なサービス提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパービジョン体制 ・ サービスマネジメント ・ チームアプローチ ・ 苦情対応、リスクマネジメントの方法 ・ その他
		○ 働きやすい労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアパス ・ OJTやOFF-JT ・ 育児・介護休業 ・ メンタルヘルス対策 ・ その他
		○ 福祉サービスの管理運営の実際	

4-a 社会保障(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)について理解する。 ・ 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ・ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ・ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ・ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ・ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。 	① 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)	○ 人口動態の変化、少子高齢化	
	○ 労働環境の変化	・ 男女共同参画 ・ ワークライフバランス ・ その他	
	② 社会保障の概念や対象及びその理念	○ 社会保障の概念と範囲	
		○ 社会保障の役割と意義	
		○ 社会保障の理念	
		○ 社会保障の対象	
③ 社会保障の財源と費用	○ 社会保障制度の発達		
	○ 社会保障の財源		
	○ 社会保障給付費		
	○ 国民負担率		
④ 社会保険と社会扶助の関係	○ 社会保険の概念と範囲		
	○ 社会扶助の概念と範囲		
⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	○ 公的施策と民間保険の現状	・ 民間年金保険、民間医療保険、民間介護保険 ・ その他	
⑥ 社会保障制度の体系	○ 年金保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他	
	○ 医療保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他	

34

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 介護保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 労災保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 雇用保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 社会福祉制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 生活保護制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 家族手当制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
	⑦ 年金保険制度の具体的内容	○ 国民年金	
		○ 厚生年金	
		○ 各種共済組合の年金	
⑧ 医療保険制度の具体的内容	○ 国民健康保険		
	○ 健康保険		
	○ 各種共済組合の医療保険		
⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	○ 先進諸国における社会保障制度の概要		

35

4-b 高齢者に対する支援と介護保険制度(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)について理解する。 ・ 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。 ・ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。 ・ 終末期ケアの在り方(人間観や倫理を含む。)について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。 	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	○ 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の実態、高齢者の地域移行や就労の実態 ・ その他 	
		○ 高齢者の福祉需要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護高齢者の実態、認知症高齢者の実態 ・ その他
		○ 高齢者の介護需要		
		② 高齢者福祉制度の発展過程	○ 高齢者福祉制度の発展過程	
		③ 介護の概念や対象	○ 介護の概念と範囲	
			○ 介護の理念	
		○ 介護の対象		
	④ 介護予防	○ 介護予防の必要性		
		○ 介護予防プランの実際		
	⑤ 介護過程	○ 介護過程の概要		
		○ 介護の技法		
	⑥ 認知症ケア	○ 認知症ケアの基本的考え方		
		○ 認知症ケアの実際		

36

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 終末期ケア	○ 終末期ケアの基本的考え方	
		○ 終末期ケアにおける人間観と倫理	
		○ 終末期ケアの実際	
	⑧ 介護と住環境	○ 介護のための住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の目的、保険者と被保険者、保険料、要介護認定の仕組みとプロセス、居宅サービスの種類、施設サービスの種類、住宅改修の種類、地域支援事業、苦情処理、審査請求、介護保険制度の最近の動向 ・ その他
	⑨ 介護保険法	○ 介護保険法の概要	
	⑩ 介護報酬	○ 介護報酬の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防とリハビリテーションの推進 ・ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ・ 医療と介護の機能分担、連携強化 ・ その他
	⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 指定サービス事業者の役割	
		○ 国民健康保険団体連合会の役割	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際	○ 介護保険制度における公私の役割関係	
		○ 介護支援専門員の役割	
		○ 訪問介護員の役割	
		○ 介護職員の役割	
		○ 福祉用具専門相談員の役割	
		○ 介護相談員、認知症サポーターの役割	
⑬ 介護保険法におけるネットワークワーキングと実際	○ 要介護認定時における連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他	
	○ サービス利用時における連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他	
⑭ 地域包括支援センターの役割と実際	○ 地域包括支援センターの組織体系		
	○ 地域包括支援センターの活動の実際	・ 地域トータルケアシステム ・ その他	
⑮ 老人福祉法	○ 老人福祉法の概要	・ 老人福祉法に基づく措置 ・ その他	
⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	○ 高齢者虐待の定義		
	○ 虐待予防の取り組み		
	○ 虐待発見時の対応		

38

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
	⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律	○ 高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅	
		○ 高齢者居住支援センターの役割	

39

4-c 障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ・ 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる障害者自立支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。 	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	○ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の福祉・介護需要の実態 ・ 障害者の地域移行や就労の実態 ・ その他
	② 障害者福祉制度の発展過程	○ 障害者福祉制度の発展過程	
	③ 障害者自立支援法	○ 障害者自立支援法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の目的、障害程度区分判定の仕組みとプロセス、支給決定の仕組みとプロセス、財源、障害福祉サービスの種類、障害者支援施設の種類の種類、補装具・住宅改修の種類、自立支援医療、地域生活支援事業、苦情解決、審査請求、障害者自立支援制度の最近の動向 ・ その他

40

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 障害者自立支援法における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 指定サービス事業者の役割	
	⑤ 障害者自立支援法における専門職の役割と実際	○ 国民健康保険団体連合会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク ・ その他
		○ 労働関係機関の役割	
⑥ 障害者自立支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 教育機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校 ・ その他 	
	○ 障害者自立支援制度における公私の役割関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他 	
	○ 相談支援専門員の役割		
	○ サービス管理責任者の役割		
	○ 居宅介護従業者の役割		
	○ 医療関係者との連携		
○ 精神保健福祉士との連携			
○ 障害程度区分判定時における連携			
○ サービス利用時における連携			
○ 労働関係機関関係者との連携			
○ 教育機関関係者との連携			

41

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 相談支援事業所の役割と実際	○ 相談支援事業所の組織体系	
		○ 相談支援事業所の活動の実際	
	⑧ 身体障害者福祉法	○ 身体障害者福祉法の概要	・ 身体障害者福祉手帳、身体障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑨ 知的障害者福祉法	○ 知的障害者福祉法の概要	・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要	・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他
	⑪ 発達障害者支援法	○ 発達障害者支援法の概要	・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他
	⑫ 障害者基本法	○ 障害者基本法の概要	
	⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要	
	⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要	

4-d 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)の実態を含む。)について理解する。 ・ 児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 児童の権利について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。 	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)と実際	○ 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化の進行 ・ いじめ ・ 少年犯罪 ・ 家庭の育児機能の低下 ・ その他 	
	② 児童・家庭福祉制度の発展過程	○ 児童・家庭の福祉需要(一人親家庭、児童虐待、家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・家庭の福祉需要の実態、一人親家庭の実態、児童虐待の実態、家庭内暴力(D.V)の実態、地域における子育て支援及び青少年育成の実態 ・ その他 	
	③ 児童の定義と権利	○ 児童・家庭福祉制度の発展過程	○ 児童の定義	
	④ 児童福祉法	○ 児童の権利	○ 児童福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法の目的、児童福祉施設の種類、里親制度、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向 ・ その他
	⑤ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	○ 児童虐待の防止等に関する法律の概要	○ 児童虐待の防止等に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止法の目的、児童虐待の定義、虐待予防の取り組み、虐待発見時の対応 ・ その他

44

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)	○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ D.V法の目的、D.Vの定義、家庭内暴力発見時の対応 ・ その他
	⑦ 母子及び寡婦福祉法	○ 母子及び寡婦福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子寡婦福祉法の目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子寡婦福祉制度に係る財源、母子寡婦福祉サービスの最近の動向 ・ その他
	⑧ 母子保健法	○ 母子保健法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財源、母子保健サービスの最近の動向 ・ その他
	⑨ 児童手当法	○ 児童手当法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の種類、児童手当に係る財源、児童手当制度の最近の動向 ・ その他
	⑩ 児童扶養手当法	○ 児童扶養手当法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源、児童扶養手当制度の最近の動向 ・ その他
	⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律	○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の種類、特別児童扶養手当に係る財源、特別児童扶養手当制度の最近の動向 ・ その他
	⑫ 次世代育成支援対策推進法	○ 次世代育成支援対策推進法の概要	

45

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑬ 少子化社会対策基本法	○ 少子化社会対策基本法の概要	
	⑭ 売春防止法	○ 売春防止法の概要	・ 婦人相談所、婦人保護施設、 婦人相談員 ・ その他
	⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 家庭裁判所の役割	
	⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	○ 民生委員と児童委員の役割	
○ 児童・家庭福祉制度における公私の役割関係			
⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 保育士の役割		
	○ 家庭支援専門相談員の役割		
	○ 医療関係者との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他	
	○ 教育関係者との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他	
	○ 労働施策関係者との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他	

46

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑱ 児童相談所の役割と実際	○ 児童相談所の組織体系	
		○ 児童相談所と市町村の連携	
		○ 児童相談所の活動の実際	

47

4-e 低所得者に対する支援と生活保護制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 ・ 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。 	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	○ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態 ・ その他
	② 生活保護制度	○ 生活保護費と保護率の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活扶助、医療扶助、その他の扶助等の動向
	③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	○ 生活保護法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法の目的、基本原理、保護の原則、保護の種類と内容、保護の実施機関と実施体制、保護の財源、保護施設の種類、被保護者の権利及び義務、生活保護の最近の動向 ・ その他
	④ 生活保護制度における専門職の役割と実際	○ 国の役割	
	⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 都道府県の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ ハローワークの役割	
		○ 現業員の役割	
		○ 査察指導員の役割	
		○ 保健医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
		○ 労働施策との連携	
		○ その他の施策との連携	

48

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉事務所の役割と実際	○ 福祉事務所の組織体系	
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	○ 福祉事務所の活動の実際	
	⑧ 低所得者対策	○ 自立支援プログラムの目的	
	⑨ 低所得者へ住宅政策	○ 自立支援プログラムの作成過程と方法	
	⑩ ホームレス対策	○ 自立支援プログラムの実際	
		○ 生活福祉資金の概要	
		○ 低所得者に対する自立支援の実際	
		○ 無料低額診療制度	
		○ 公営住宅	
		○ ホームレス自立支援法の概要	

4-f 保健医療サービス(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助活動において必要となる医療保険制度(診療報酬に関する内容を含む。)や保健医療サービスについて理解する。 ・ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。 	① 医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険制度の概要 ○ 医療費に関する政策動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費制度の概要 ・ その他
	② 診療報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬制度の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な居住の場における在宅療養 ・ ターミナルケアを支援する診療報酬制度 ・ その他
	③ 保健医療サービスの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設の概要 ○ 保健医療対策の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 ・ その他
	④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師の役割 ○ インフォームドコンセントの意義と実際 ○ 保健師、看護師等の役割 ○ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割 ○ 医療ソーシャルワーカーの役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療ソーシャルワーカーの業務指針 ・ その他
	⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師、保健師、看護師等との連携 ○ 地域の社会資源との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ 医療チームアプローチの実際 ・ その他

4-g 就労支援サービス(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 就労支援分野との連携について理解する。 	① 雇用・就労の動向と労働施策の概要	○ 雇用・就労の動向	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場の動向 ライフスタイルに応じた多様な働き方 障害者の雇用・就労を取り巻く情勢 その他
	② 就労支援制度の概要	○ 労働法規の概要	
		○ 生活保護制度における就労支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護授産施設 社会適応訓練事業 自立支援プログラム ハローワークの取組 その他
		○ 障害者福祉施策における就労支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業 就労継続支援事業A型 就労継続支援事業B型 その他
③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際		○ 障害者雇用施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率制度、職業リハビリテーションの実施体制等 その他
		○ 国の役割	
		○ 市町村(福祉事務所)の役割	
		○ 都道府県の役割	

52

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ ハローワークの役割と活動の実際	
		○ 職業リハビリテーション機関の役割と活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおける障害者の職業相談・職業紹介 地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーション 障害者就業・生活支援センターの取組 その他
		○ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の役割	
	④ 就労支援に係る専門職の役割と実際	○ 生活保護制度に係る専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> 現業員の役割 その他
		○ 障害者福祉施策に係る専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者の役割 就労支援員の役割 その他
		○ 職業リハビリテーションに係る専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> 職場適応援助者(ジョブコーチ) 障害者職業カウンセラー その他
⑤ 就労支援分野との連携と実際	○ ハローワークとの連携(生活保護制度関係)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度におけるハローワークとの連携の方法、連携の実際 その他 	
	○ 障害者雇用施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーション機関との連携の方法、連携の実際 その他 	

53

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 障害者福祉施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設との連携の方法、連携の実際 ・ その他
		○ 教育施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校との連携の方法、連携の実際 ・ その他

4-h 権利擁護と成年後見制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わりについて理解する。 相談援助活動において必要となる成年後見制度(後見人等の役割を含む。)について理解する。 成年後見制度の実際について理解する。 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わり ② 成年後見制度 	○ 相談援助活動において想定される法律問題	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用と契約 消費者被害と消費者保護 自己破産 借家保証 行政処分と不服申立 その他
		○ 日本国憲法の基本原理の理解	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権の尊重 その他
		○ 民法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 契約 不法行為 親族 相続 その他
		○ 行政法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 行政行為 行政事件手続 情報公開 その他
		○ 成年後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人の行為能力 成年後見人の役割 その他
		○ 保佐の概要	<ul style="list-style-type: none"> 被保佐人の行為能力 保佐人の役割 その他
		○ 補助の概要	<ul style="list-style-type: none"> 補助人の役割 その他
		○ 任意後見	
		○ 民法における親権や扶養の概要	
		○ 成年後見制度の最近の動向	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 日常生活自立支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際 ⑥ 権利擁護活動の実際 	○ 日常生活自立支援事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 専門員の役割 生活支援員の役割 日常生活自立支援事業の最近の動向 その他
		○ 成年後見制度利用支援事業の概要	
		○ 家庭裁判所の役割	
		○ 法務局の役割	
		○ 市町村の役割(市町村申立)	
		○ 弁護士役割	
		○ 司法書士の役割	
		○ 社会福祉士の活動の実際	
		○ 認知症を有する者への支援の実際	
		○ 消費者被害を受けた者への対応の実際	
○ 被虐待児・者(高齢者を含む。)への対応の実際			
○ アルコール等依存者への対応の実際			
○ 非行少年への対応の実際			
○ ホームレスへの対応の実際			
○ 多問題重複ケースへの対応の実際			
○ 障害児・者への支援の実際			

4-i 更生保護制度(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。 ・ 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ・ 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。 	① 更生保護制度の概要	○ 刑事司法中の更生保護	
	② 更生保護制度の担い手	○ 保護観察	
	③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携	○ 生活環境調整	
		○ 仮釈放等	
		○ 更生緊急保護	
		○ 恩赦	
		○ 被害者等支援	
		○ 犯罪予防	
		○ 保護観察官	
		○ 保護司	
		○ 更生保護施設	
		○ 民間協力者	
		○ 検察庁との連携	
		○ 裁判所との連携	
		○ 矯正施設との連携	
		○ 就労支援機関・団体との連携	
		○ 福祉機関・団体との連携	
		○ その他の民間団体との連携	

58

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 医療観察制度の概要	○ 生活環境調査	
	⑤ 更生保護における近年の動向と課題	○ 生活環境調整	
		○ 精神保健観察	
		○ 関係機関・団体との連携	

59

I 一③ 短期養成施設における教育カリキュラム

- 短期養成施設における教育カリキュラムについては、従来の福祉系大学等において基礎科目を修めて卒業した者に加えて、一定の実務経験を有する行政職や社会福祉主事を対象とするものであることから、実習・演習など、実践力の向上に重点を置いた教育カリキュラムとする。

	時間
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (60 h)	
現代社会と福祉	60 h
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (120 h)	
相談援助の理論と方法	120 h
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (60 h)	
地域福祉の理論と方法	60 h
実習・演習 (420 h)	
相談援助演習	150 h
相談援助実習指導	90 h
相談援助実習	180 h
合計	660 h

Ⅱ 教員(実習・演習を除く。)

62

Ⅱ一① 専任教員の員数等

1 専任教員の数

- 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
現行どおり	<p>○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th> <th>専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

63

2 専任教員の要件

○ 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

※ 教務主任に関する規定は変更しない。

見直し案	現行
<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、1人は相談援助実習指導又は相談援助実習を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度を、1人は相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、1人は相談援助実習又は相談援助実習指導を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>	<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を、1人は社会福祉援助技術現場実習指導を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論又は児童福祉論を、1人は社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を、1人は社会福祉援助技術現場実習指導を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>

64

Ⅱ一② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

- 教員要件については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、現行の教員要件を踏まえつつ、
- ① 様々な福祉サービスの現場で実際に活動している社会福祉士を広く活用できるようにすること
 - ② 従来管理職に限られていた国の行政機関又は地方公共団体の職員について、5年の実務経験があれば、管理職である(であった)か否かにかかわらず、教授できるようにすること
 - ③ 「人体の構造と機能及び疾病」について、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できるようにすること
といった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)

【一般養成施設・短期養成施設共通】

65

(1)見直し案の概要

- 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、
- ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員(経験者を含む。)
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士
 - ⑧ 5年以上の実務経験を有する看護師等
- のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

(見直し後の科目ごとの教員要件)

(注)科目名は全て仮称	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目を担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師	5年以上の実務経験を有する看護師等	5年以上の実務経験を有する介護福祉士
人体の構造と機能及び疾病			○			○	○	
心理学理論と心理的支援	○	○	○					
社会理論と社会システム	○	○	○					
現代社会と福祉	○	○	○					
社会調査の基礎	○	○	○					
相談援助の基盤と専門職	○	○	○		○			
相談援助の理論と方法	○	○	○		○			
地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	○			
福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	○			
福祉サービスの組織と経営	○	○	○					
社会保障	○	○	○					
高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	○	○	○		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	○			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○	○	○	○			
低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	○			
保健医療サービス	○	○	○	○	○			
就労支援サービス	○	○	○	○	○			
権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	○			
更生保護制度	○	○	○	○	○			